

平成28年度みやざき結婚サポート事業業務委託企画提案競技実施要領

1 業務の目的

少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の進行を踏まえ、「みやざき結婚サポートセンター」（以下「センター」という。）を運営するとともに、会員制の「みやざきマッチングシステム」（以下「マッチングシステム」という。）により、結婚を希望する男女に対して個別の出会いをサポートすることにより、結婚支援の推進を図る。

2 主な事業内容

- (1) センターの設置及び運営
- (2) 1対1のお見合い事業
- (3) 縁結びサポーター事業

3 予算上限額

20,825,000円（消費税及び地方消費税額含む。）

※本件は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

※委託契約額の上限額は、今後、県予算の状況により変更することがある。

4 委託内容

詳細は、別紙「平成28年度みやざき結婚サポート事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

5 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

6 参加資格

- (1) 宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人及び団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績があること。
- (5) この公告の日から契約締結までの間で、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団でないこと、又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人等でないこと。

7 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布資料

- ア 本要領
- イ 仕様書
- ウ 審査基準書

(2) 配布場所

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課子育て支援担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁3号館3階）

(3) 配布期間

平成28年3月10日（木）から3月22日（火）

※本要領、仕様書、審査基準書については、上記期間中宮崎県のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

8 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 実施公告 | 平成28年3月10日（木） |
| (2) 事前説明会 | 平成28年3月17日（木） |
| (3) 質問書受付期限 | 平成28年3月22日（火） |
| (4) 参加申込・企画提案書等提出期限 | 平成28年3月22日（火） |
| (5) 審査結果通知 | 平成28年3月25日（金） |

9 事前説明会の実施

- (1) 日 程 : 平成28年3月17日（木）
午後2時から午後3時まで
- (2) 場 所 : 県庁7号館3階733号室
- (3) 留意事項 : 参加人数は各団体2名までとする。
- (4) その他 : 説明会に参加しなければ、企画提案競技に参加することができない。

10 企画提案競技について

(1) 企画提案競技にかかる質問

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票（別紙1）を平成28年3月22日（火）午後5時までに本要領「11 問い合わせ及び書類提出先」宛にFAX又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開する。

(2)「企画提案書」の提出（企画提案競技への参加申込みも兼ねる）

ア 各者の提案は、1者1案とする。

イ 下記の内容を記載し、A4版1冊にまとめること。（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）

（記載項目）

（ア）企画提案競技参加者の概要

① 氏名又は名称

② 所在地

③ 代表者名

④ 担当者職氏名

⑤ 担当者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）

（イ）提案内容

審査基準書に従って作成すること。

（ウ）見積書

見積書の様式は任意だが、積算内容を明記すること。見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

エ 提出部数

4部（A4版）、見積書1部

オ 提出期限・提出先・提出方法

（ア）提出期限

平成28年3月22日（火）午後5時まで（必着）

（イ）提出先

本要領「1.1 問合わせ及び書類提出先」参照

（ウ）提出方法

持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても平成28年3月22日（火）午後5時必着とする。）

(3) 審査方法

企画書等の関係書類による企画提案競技方式とし、業務委託に最も適格な業者1者を選定する。なお、審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず通知する。

(5) 契約の締結等

- ア 上記(3)の審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。)ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- イ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- エ 契約保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

(6) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき
- ウ 同一者が二件以上の提案をしたとき
- エ 提案に関してその他不正の行為があったとき
- オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(7) 著作権

委託事業の実施に伴い生じた著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)については、次に掲げる要件を全て承諾することを条件に、委託先に帰属するものとする。

- ア 県が要請する場合、著作物(この契約により創作した著作物をいう。以下同じ。)を無償で使用することを許諾すること。
- イ 著作物を正当な理由なく活用していない場合において、県が指定する者に対し、当該著作物を無償で利用することを許諾すること。
- ウ 著作物を使用する事業を実施しなくなった場合において、県の指定する者に当該著作物に係る著作権を無償で譲渡すること。

(8) その他

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- イ 企画提案に要する一切の経費は、各者負担とする。
- ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

1 1 問合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県子ども政策局子ども政策課

子育て支援担当（桐山）

電話 0985-26-7056

ファクシミリ 0985-26-3416

電子メール kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp